

令和3年度大磯町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

令和3年4月8日策定

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、本町が、障害者就労施設等からの物品等の調達について受注の機会を確保するために必要な事項を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の拡大を図り、もって障害者の自立を促進するため、必要な事項を定める。

2 適用範囲

この方針は、本町の全ての部局等が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」第5条に基づく事業所・施設等

ア 障害者支援施設(生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。)

イ 地域活動支援センター

ウ 生活介護事業所

エ 就労移行支援事業所

オ 就労継続支援事業所(A型及びB型)

(2) 障害者優先調達推進法第2条第2項第3号の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)

イ 重度障害者多数雇用事業所

重度障害者多数雇用事業所とは次の全てを満たすものをいう。

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上

(ウ) 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者)

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体)

4 調達の対象となる物品等

対象となる物品等は、障害者就労施設等が供給する物品及び役務(以下「物品等」という。)とする。

5 調達目標

調達目標額は、1,422千円とする。

6 調達の実施及びその推進に係る事項

- (1) 物品等の発注にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用するなどして、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、町内の障害者就労施設等で提供できる物品等について情報収集を行い、情報提供を行う。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針は毎年見直しを行い、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、その年度終了後、概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

8 担当窓口

この方針の担当窓口は、障がい福祉担当課とする。

9 実施期日

この方針は、令和3年4月8日から実施する。